

1. 調査の目的

全国の卸売・小売業を営む商業事業所を対象とし、分布状況や販売活動等を把握し、商業の実態を明らかにすることを目的としています。

2. 調査の根拠

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく経済産業省所管の「指定統計調査」（指定統計第 23 号）として、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）に基づいて実施しました。

3. 調査の期日

平成 19 年商業統計調査は、平成 19 年 6 月 1 日現在を調査期日として実施しました。

なお、この調査は、平成 9 年の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施することとしています。調査年次及び調査期日等は次のとおりです。

調査年次	調査期日	調査の種類	調査年次	調査期日	調査の種類
昭和 27 年	9 月 1 日	1	昭和 54 年	6 月 1 日	1
昭和 29 年	9 月 1 日	1	昭和 57 年	6 月 1 日	1
昭和 31 年	7 月 1 日	1	昭和 60 年	5 月 1 日	2
昭和 33 年	7 月 1 日	1	昭和 61 年	10 月 1 日	3
昭和 35 年	6 月 1 日	1	昭和 63 年	6 月 1 日	2
昭和 37 年	7 月 1 日	1	平成元年	10 月 1 日	3
昭和 39 年	7 月 1 日	1	平成 3 年	7 月 1 日	2
昭和 41 年	7 月 1 日	1	平成 4 年	10 月 1 日	3
昭和 43 年	7 月 1 日	1	平成 6 年	7 月 1 日	2
昭和 45 年	6 月 1 日	1	平成 9 年	6 月 1 日	2
昭和 47 年	5 月 1 日	1	平成 11 年	7 月 1 日	2
昭和 49 年	5 月 1 日	1	平成 14 年	6 月 1 日	2
昭和 51 年	5 月 1 日	1	平成 16 年	6 月 1 日	2

注) 表中の 1, 2, 3 は、次の調査種別を表します。

1 : 卸売・小売業、飲食店 2 : 卸売・小売業 3 : 一般飲食店

4. 調査の範囲

日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に掲げる「大分類 J－卸売・小売業」に属する全国の公営、民営の商業事業所を対象としています。例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）も調査の対象としています。また、訪問販売、通信・カタログ、インターネットショッピング等の無店舗の事業所は、販売の拠点となる事務所・自宅などを事業所として調査します。

有料の公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内、有料道路内にある別経営の事業所についても調査の対象とします。ただし、これら以外の劇場内、運動競技場内等、料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は調査の対象から除きます。

なお、調査期日に休業もしくは清算中、または季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とします。

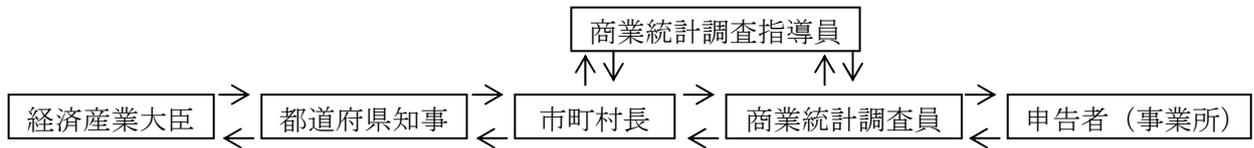
（駅改札内、有料道路内については、平成 19 年調査より調査を開始しました。）

5. 調査の方法

調査の方法は以下の（１）、（２）によります。

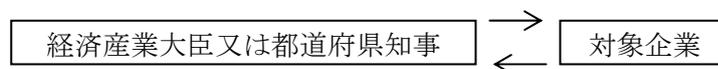
（１）調査員調査方式

調査員が事業所に調査票を配布し、申告者が自ら調査票に記入する方法（自計方式）



（２）本社等一括調査方式

商業企業の本社・本店等が傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



6. 主な用語の説明

（１）事業所（商業事業所）

原則として、一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

（２）卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 小売業者または他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建築材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など）を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が別の場所に経営している自社製品の販売事業所（主として統括的・管理的事務を行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となります。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業ではなく卸売業とします。）
- ⑥ 主として手数料を得て、他の事業所のために商品売買の代理行為または仲立を行う事業所（買継商、仲買人、代理商、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれます。）

（３）小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）または家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量または少額の商品を販売する事業所

- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とします。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（サービス業（他に分類されないもの））となります。この場合、修理のために商品などを取り替えても商品の販売とはしません。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売またはカタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所
官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合は、それぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

(4) 単独店

支店を持たない事業所（1企業1事業所）をいいます。

(5) 本店

他の場所に支店、支社、営業所などの販売事業所をもつ事業所をいいます。

(6) 支店

支店の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含みます。

(7) 従業者及び就業者

平成19年6月1日現在で、その事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。従業者とは「個人事業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の合計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」、「出向・派遣受入者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいいます。

① 「個人事業主及び無給家族従業者」とは、「個人事業主」は個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者を、「無給家族従業者」は個人事業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいいます。

② 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいいます。

③ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいいます。

ア. 期間を定めずに雇用されている者

イ. 1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ. ア、イ以外の雇用者のうち、平成19年の4月、5月のいずれの月も18日以上雇用された者をいいます。

④ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

⑤ 「出向・派遣受入者」とは、人材派遣会社など別経営の事業所から派遣されている者をいいます。

⑥ 「パート・アルバイト等の8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイト等従業者

数について平均的な1日あたりの労働時間である8時間に換算し算出したものです。

(8) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。

(9) その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含みます。

(10) 商品手持額

平成19年3月末日現在、販売目的で保有している全ての手持商品額（仕入れ時の原価によります）をいいます。

(11) セルフサービス方式（小売業のみ）

売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいいます。

セルフサービス方式とは、以下の3条件を兼ね備えている場合をいいます。

- ① 商品が無包装のまま、あるいはプリパッケージされ、値段がつけられていること
- ② 店舗に備え付けの買い物カゴ、ショッピングカートなどにより、客が自分で自由に商品を取り集められる形式であること
- ③ 売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式であること

(12) 売場面積（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場(植木、石材)、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫、他に貸している店舗（テナント）分等は除く）をいいます。

ただし、牛乳小売業、自動車小売業（新車・中古車）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の各事業所の売場面積については調査を行っていません。

7. 産業分類の格付け

産業分類とは、事業所がどの業種にあたるのかを示すもので、1事業所に1産業分類が対応しています。原則として「日本標準産業分類」により、商品分類番号から中分類、小分類、細分類に格付けします。

(1) 一般的な産業分類の格付け方法

取扱商品が単品の場合は、商品分類番号5桁のうち上位4桁で細分類業種を格付けします。取扱商品が複数の場合は、原則として次の方法によります。

ア. 年間商品販売額のうち、商品分類番号上2桁の卸売品目（50～54）と小売品目（56～60）のうちでいずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定します。卸売販売額と小売販売額が同額の場合は卸売業とします。

イ. 各事業所に対する産業分類の格付けは、まず、商品分類番号の上2桁レベルでの商品分類別に販売額を集計し、その販売額の最も多い商品分類を当該事業所の中分類として決定します。以下、商品分類番号の上3桁及び上4桁のレベルで同様の整理を行い、小分類及び細分類を決定します。

(2) 例外的な産業格付け

ア. 「4911 各種商品卸売業」

表1の財別（生産財、資本財、消費財）の3財にわたる商品を卸売し、各財の販売額がいずれも卸売販売額の10%以上で、従業者が100人以上の事業所を格付けします。
 イ. 「4919 その他の各種商品卸売業」

表1の財別（生産財、資本財、消費財）の3財にわたる商品を卸売し、各小分類の販売額がいずれも卸売販売額の50%未満で、従業者が100人未満の事業所を格付けします。なお、上記ア、イについて、生産財、資本財、消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の品目が「524 再生資源卸売」のみ、消費財の品目が「549 他に分類されない卸売」のみの場合には、（1）の一般的な方法による卸売業格付けとします。

表1

財別	小分類	産業分類
生産財	501	繊維品（衣服、身の回り品を除く）
	522	化学製品
	523	鉱物・金属材料
	524	再生資源
資本財	521	建築材料
	531	一般機械器具
	532	自動車
	533	電気機械器具
消費財	539	その他の機械器具
	502	衣服・身の回り品
	511	農畜産物・水産物
	512	食料・飲料
	541	家具・建具・じゅう器等
542	医薬品・化粧品等	
549	他に分類されない卸売	

ウ. 「5497 代理商、仲立業」

「年間商品販売額」と「その他の収入額の仲立手数料」を比較し、仲立手数料が多い場合には「代理商、仲立業」に格付けします。

エ. 「5511 百貨店、総合スーパー」

表2の衣（中分類56）、食（同57）、住（同58, 59, 60）にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所を格付けします。

オ. 「5599 その他の各種商品小売業」

表2の衣（中分類56）、食（同57）、住（同58, 59, 60）にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所を格付けします。

表2

衣・食・住別	中分類別	産業分類
衣	56	織物・衣服・身の回り品
食	57	飲食料品
住	58	自動車・自転車
	59	家具・じゅう器・機械器具
	60	その他

カ. 「5711 各種食料品小売業」

中分類「57 飲食料品小売業」の小分類572から579までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の50%未満の事業所を格付けします。

キ. 「5791 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所を格付けします。

ク. 「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

販売額に占めるたばこ、喫煙具の販売額が90%以上の事業所を格付けします。ただし、90%未満の場合はたばこ、喫煙具以外の商品の販売額によって格付けします。

(3) 産業分類と商品分類の関係

(例) A商店

商品分類番号	商品名	年間商品販売額
56311	婦人服	700万円
60131	化粧品	300万円
56922	小間物・化粧道具	200万円
計		1200万円

①産業分類

事業所数	産業分類(業種)	年間商品販売額
1	5631 婦人服小売業	1200万円

A商店は、産業分類は「5631 婦人服小売業」、事業所数は「1」と計上されます。

②商品分類

取扱事業所数	品目(商品分類)	年間商品販売額
1	56311 婦人服	700万円
1	60131 化粧品	300万円
1	56922 小間物・化粧道具	200万円

販売品目(商品分類)別に事業所が計上されるので、この場合は、事業所数は「3」と計上されます。

8. 繁華街について

繁華街についての前回調査は、平成14年調査となっています。

(1) 繁華街の定義

「繁華街」とは、おおむね60店舗以上の小売店が連続して街区を形成している小売機能中心の集積地域のうち、つぎのいずれかに該当するものをいいます。

- ① 都市の中心商店街(店舗が面的に展開しており、買物客の大半がその商店街以外からきているものに限る。)については、中核の街区からおおむね700メートル以内にある街区まで機能的に一体となっているとみられる地域
- ② 店舗の集団が一つの直線や、L字型等の単純な形状で連たんしているものについては、街路の総延長が1,200メートル以下で機能的に一体となっているとみられる地域
- ③ 上記①、②以外の店舗の集団で、その形状がT字型、十字型等であるようなものについては、その状況に応じて、機能的に一体となっているとみられる地域

なお、今後の発展が予想される小売機能集積地域及び従前設定した繁華街で時系列上必要とみられる地域については60店舗に満たない場合であっても集計しました。

(2) 繁華街の特性分類

繁華街の地域特性、商品の販売状況及び立地条件によって、次のとおり地域特性別、販売商品特性別及び立地による特性別に分類し、集計しました。

ア. 地域特性分類

小売業年間商品販売額の構成比を人口構成比で除した購買力指数及び最寄り駅の乗車人数などにより、次のとおり分類しました。

区 分	定 義	地域特性 分類記号
A 型	相当広範囲から購買客を吸収している	A
B 型	近隣都市から購買客を吸収している	B
C 型	主に市内在住の購買客を対象としている	C
D 型	主に後背の住宅地域の購買客を対象としている	D

イ. 販売商品特性分類

小売年間商品販売額に占める最寄品販売額割合により、次のとおり分類しました。

区 分	定 義	販売商品特性 別分類番号
最寄品中心街	最寄品販売額割合55%以上	1
最寄品・買回品混合街	最寄品販売額割合40%以上55%未満	2
買回品中心街	最寄品販売額割合20%以上40%未満	3
買回品・専門品街	最寄品販売額割合20%未満	4

なお、例外的な商品分類である「百貨店」年間商品販売額が、その百貨店が立地する繁華街の小売年間商品販売額に占める割合が著しく高い場合については、一般商品分類との整合性を図るため補正して分類した繁華街もあります。

(注) 最寄品とは、小売商品分類の「57 飲食料品」「599 その他のじゅう器」「601 医薬品・化粧品」「604 書籍・文房具」をいい、その他のものを買回品といいます。

・最寄品－主に日用品・雑貨品など比較的消費者の住居の近くにある店舗において、低価格で販売される商品

・買回品－主として、消費者が何軒かの店舗で選択して購入する商品で、比較的高価格で販売される専門品・奢侈品などを含む商品

・除外品－除外品目は、買回品又は最寄品のいずれかに決定することが困難であるか、またはなじまないと思われるものであり、小売業の産業小分類で次の業種に属する商品

581 自動車小売業

603 燃料小売業

ウ. 立地による特性分類

繁華街が立地する周辺の状況及び年間商品販売額により、次のとおり分類しました。

区 分	定 義	立地による 特性別分類番号
駅ビル型	大規模駅の周辺あるいは駅に隣接して建てられている商業（テナント）ビルを1つの繁華街とする型	1
地下街型	大規模駅の周辺あるいは駅に隣接して形成された地下街の1つを繁華街とする型	2
駅周辺大規模型	大規模駅の周辺あるいはターミナル駅の周辺に形成された繁華街で、年間商品販売額がおおむね500億円を超える地域	3

駅周辺中規模型	駅周辺に形成された繁華街で、年間商品販売額がおおむね200億円を超える地域	4
駅周辺小規模型	駅周辺に形成された繁華街で、駅周辺大規模型・駅周辺中規模型のどちらの型にもあてはまらない地域	5
ロードサイド型	幹線道路あるいは主要地方道沿いに形成された繁華街	6
地元商店街型	従来からある地元の商店街が発展・拡大した結果形成された繁華街	7
特殊型	特殊型昔からの歴史と伝統があり、老舗的な商店街となっている繁華街及び神社・仏閣・温泉地の周辺等、特殊な条件下で形成された繁華街	8

9. その他

(1) 統計表中の記号は、次のとおり取り扱いました。

- 「 - 」 … 集計項目において該当する数値がないもの。
- 「 0 」 … 1または2の事業所に関する数値で、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるために秘匿した箇所です。また、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係等から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿を行っています。
- 「 0.0 」 … 四捨五入による単位未満のもの。
- 「 △ 」 … 減少を示します。

(2) 本文中及び統計表中の構成比、増減率、年間商品販売額及び商品手持額においては、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

(3) 本報告書は、「神奈川県平成19年商業統計調査結果報告書」から転載したものを含みます。

(4) この報告書の統計表の数値は、経済産業省の公表数値と相違する場合があります。